

# 市民と市長の 地域みらい懇談会

【戸町中学校区】

要望・提案と回答

令和3年7月31日（土）

戸町小学校 体育館

# 市民と市長の地域みらい懇談会【戸町中学校区】

## 要望・提案一覧

令和3年7月31日（土）開催

※1～6は当日発表

要望・提案項目		団体名	担当課	ページ
1	世界遺産「小菅修船場跡」の誘客について	小菅町自治会	教育委員会 学校教育課 ・ 文化観光部 観光交流推進室 観光政策課	1～3
2	市道戸町新小が倉線片側交互通行の解消について	戸町地区連合自治会	土木部 土木企画課 ・ 中央総合事務所 地域整備2課	4～5
3	急傾斜地崩壊対策について	戸町3丁目自治会	土木部 土木防災課 ・ 中央総合事務所 地域整備2課	6～7
4	土砂災害・浸水被害対策について	上戸町上ノ区自治会	土木部 土木防災課 ・ 中央総合事務所 地域整備2課	8～9
5	鳥獣対策について	上戸町上ノ区自治会	水産農林部 農林振興課	10～18
6	新戸町市営住宅の整備に伴う、多目的ホールの設置について	新戸町自治会	建築部 住宅課	19～20
7	国勢調査員の募集について	小菅町自治会	総務部 情報統計課	21～22
8	郵便局の未設置改善について	新生会自治会	企画財政部 都市経営室	23
9	生活道路の環境改善について	上戸町山鳩会自治会	建築部 住宅課 ・ 中央総合事務所 地域整備2課 ・ 土木部 土木建設課	24～26
10	空き家対策について	上戸町山鳩会自治会	建築部 建築指導課	27～28

要望・提案項目		団体名	担当課	ページ
11	樹木の伐採について	上戸町山鳩会自治会	環境部 環境政策課 ・ 建築部 住宅課	29
12	街路灯の整備について	新戸町4丁目自治会 新戸町自治会	土木部 土木建設課	30
13	鹿尾川公園の簡易トイレ改修について	新戸町自治会	中央総合事務所 地域整備2課	31~33
14	リサイクル推進員の公務災害への対応について	新戸町自治会	環境部 廃棄物対策課 ・ 市民生活部 自治振興課 ・ 総務部 人事課	34~35
15	広場の整備と都市公園にかかる橋梁の活用について	戸町地区連合自治会	土木部 土木総務課 ・ 上下水道局 浄水課	36~37



しかしながら、長崎市においては、平和学習や出島・グラバー園など歴史を学ぶうえでの見どころが数多くあるため、「小菅修船場跡」が教育（修学）旅行のコースには組み入れられることは少ない状況です。

現在は、新型コロナウイルス感染症の影響で、長崎市全体の観光客数が大きく減少していますが、感染症の収束に伴い、徐々に回復していくと考えています。

また、今年度は、出島メッセ長崎や、恐竜博物館の開館が予定されているため、より多くの方々に長崎市を訪れていただけるよう準備を進めているところです。

今後は、南部方面の新たな魅力となる恐竜博物館とあわせて、「小菅修船場跡」を紹介し、また、観光客だけではなく、会議で出島メッセを利用された方々にも世界遺産の歴史と価値を伝え、「小菅修船場跡」の見学客数の増加につながるようなPRに努めていきます。

あわせて、小菅修船場跡における環境整備は、資産保全の観点から、管理保全計画書においてトイレなどの「新たな便益施設等は設置しない」こととなっております。

明治日本の産業革命遺産の認定当初（H27～H29）は、急激に来訪者が増えることが予想されたため、臨時の仮設トイレを設置いたしましたが、来訪者数が減少し、トイレの利用者数も減少したため、平成30年に撤去いたしました。

その後は、貴自治会の協力によるボランティアガイド実施時には、来訪者への対応として、相談があった際は、自治会公民館のトイレをご案内するなど適切に行っているところでは、

また、小菅修船場跡へのアクセスについては、公共交通機関の利用促進及び、近隣民間駐車場等の利用促進を積極的に周知してまいりますので、今後とも、貴自治会のご協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

最後に、世界遺産である小菅修船場跡につきまして、情報発信や誘客などを行いながら集客増に努めるとともに、将来にわたって保存し、後世にその価値をしっかりと引き継ぐよう取り組んでまいります。

## 回答票

戸町  
中学校区

【担当部課名】

土木部 土木企画課  
中央総合事務所地域整備2課

要望内容

【団体名】 戸町地区連合自治会

【件名】 市道戸町新小が倉線片側交互通行の解消について

【概要】

当該路線は、大型車両の通行は制限されているものの、路線バス（大型車）通行など地域間の幹線道路として、車両や歩行者の通行が多い。しかしながら歩車分離がなく、常に接触事故の危険が伴っている。そのため、長い間小学校の通学路は人通りが少ない迂回路を往来し、中学校は当該道路を通学路として利用している状況にある。

本件は戸町地区の永年の課題であり、平成27年11月に連合自治会を含む5団体の連名で陳情しているが、その後何らかの見解も得られず今日に至っている。

地域住民との合意形成を図っていくためにも、地域の実情を理解いただき、都市計画道路策定に向けて動いていただきたい。

【回答内容】

- 1 可 能            2 一部可能            3 不 可 能            ④ 調査検討  
5 幹 旋            6 その他（            ）

戸町地区と新戸町地区を結ぶ「市道戸町新小が倉線」の「戸町2丁目バス停」付近から「戸町3丁目バス停」付近までの約330mの区間につきましては、車道幅員が4m程度と狭く、また、バス路線でもあることから、車両同士の安全な通行を確保するため、信号制御による片側交互通行となっています。

このため、車で利用される方には最大で約3分半の信号待ちが生じるほか、歩行者の方には車が横を通る際に道を譲っていただいたり、また、小学生の登下校時には別の脇道を通学路として利用していただくなど、地域住民をはじめ、道路を利用される方に、大変ご不便をおかけしているところです。

長崎市としては、過去に、ご要望の区間の道路改良案を検討し、地元へ説

明させていただきましたが、地権者のご理解を得ることができず、事業化には至らなかった経緯もあります。

この区間につきましては、道路の両側に家屋が連なっており、道路を拡幅するにしても相当数の家屋移転を伴うことから、地権者の協力が必要不可欠と考えています。

また、都市計画道路については、都市計画道路網を形成するとともに都市の骨格となるよう配置することが望ましいとされていますので、周辺の状況等から判断しますと、ご要望の区間のみを都市計画に位置付けることは難しいものと考えています。

しかしながら、長崎市としても、道路改良は地域の永年の課題であり、その整備の必要性は十分認識しておりますので、地域や道路利用者にとってどのような道路整備が望ましいのか、地元の皆様や県警などの関係者と協議・調整を図りながら、具体的に検討していきたいと考えています。



## 回答票

戸町  
中学校区【担当部課名】 土木部 土木防災課  
中央総合事務所 地域整備2課

要望内容

【団体名】 戸町3丁目自治会

【件名】 急傾斜地崩壊対策について

【概要】 戸町3丁目は全土の約9割が土砂災害特別警戒区域（急傾斜）に入っており、現在2区画の崩壊対策工事を以前から要望しているが、6～8年が経過した今でも進捗がない。関係地権者の高齢化が進む中、具体的な取り組みを早急に図っていただきたい。

## 【回答内容】

- ① 可 能            2 一部可能            3 不 可 能            4 調査検討  
5 幹 旋            6 その他（            ）

近年、想定を超える大雨や台風による土砂災害が全国的に頻発している状況です。そのため、県や市においても急傾斜地崩壊対策事業の予算を増額し重点的に取り組んでいるところですが、市内の対象となる箇所は1,017か所あり、令和3年3月末現在の着手箇所は287か所で、進捗率は約28%です。

急傾斜地崩壊対策事業は、崖の所有者の特定や崖地の寄附承諾など全ての書類の準備が完了し、地域からの申請により事業に着手することになります。

当該地区の対策につきましては、平成24年と平成26年に地域からの相談をお受けし、現在、地域において申請に必要となります地権者の同意書の取得を進めておられますが、地権者の一部に相続の発生や、地権者と連絡が取れないなど、同意の取得ができない地権者がいるとのことですので、市は、相続人や地権者の調査を実施し、申請に向けた支援を行ってまいります。

### No.3 急傾斜地崩壊対策について(戸町3丁目自治会)



## 回答票

戸町  
中学校区【担当部課名】 土木部 土木防災課  
中央総合事務所 地域整備2課

要望内容

【団体名】 上戸町上ノ区自治会

【件名】 土砂災害・浸水被害対策について

【概要】 上ノ区自治会も半分以上が土砂災害特別警戒区域になっており、大雨の度に土砂災害・浸水被害が発生し、住民は生活への影響と不安が募っている。早急な対策をお願いしたい。

## 【回答内容】

1 可能            2 一部可能            3 不可能            4 調査検討  
 ⑤ 幹旋            6 その他（            ）

令和2年9月12日に発生した豪雨により、上ノ区自治会では、山間部から流れ込んだ土砂や樹木が水路から溢れ、周辺の宅地や道路が冠水する被害が発生し、被災直後、水路や道路に堆積した土砂などの撤去といった応急対応を実施しました。

その後、当該山間部の砂防対策について自治会長から要望書が提出されたことから、市は今年3月、事業者である県へ土石流対策工事の施行について地元要望を進達し、今年度、一部で予備設計などを実施する予定であると聞いております。

また、市としましては小ヶ倉浄水場の入り口付近に横断の水路を設置するなど、地域の皆様と協議しながら浸水対策を実施したいと考えております。



#### No.4 土砂災害・浸水被害対策について(上戸町上ノ区自治会)

被災状況写真 (R2.9.12)





努めていきたいと考えています。

### 【防護対策】

令和2年度までの実績は、約70の自治会がワイヤーメッシュ柵約8,500mを設置しており、防護対策に取り組む自治会も増加傾向にあります。

また、人口減少や高齢化などから、ワイヤーメッシュ柵の設置の負担軽減が課題となっていることから、令和3年度から、自治会等に貸与する柵設置の一部支援を行うこととしており、さらに地域ぐるみの取組みを推進しているところです。

### 【今後の対策】

これまでの取組みにより農作物被害は減少しておりますが、イノシシなど市街地周辺での生活環境被害の相談は増えており、生活環境被害対策を更に進めていくため、国及び県へ支援制度の充実を働きかけるとともに、令和2年度には、貴校区において、イノシシの広域移動分断のためのワイヤーメッシュ柵等を設置し、その効果を検証するなど、具体的な方策についても検討を行っているところです。

有害鳥獣の生活環境被害対策は、喫緊の課題でありますので、今後とも、効果的な被害対策を進めるため、地域、関係機関などと連携して、市民の安全安心の確保に努めてまいります。

# 有害鳥獣対策

水産農林部農林振興課



# 1 長崎市の有害鳥獣対策

イノシシ・シカ等の有害鳥獣による被害に対し、①農地等への侵入に効果的な防止（防護対策）、②有害鳥獣を捕獲（捕獲対策）、③有害鳥獣が出没しにくい環境整備（棲み分け対策）の3つの基本対策を実施するとともに、地域住民が連携した有害鳥獣対策の実施（地域ぐるみの取り組み）を推進し、被害の軽減に努めている。



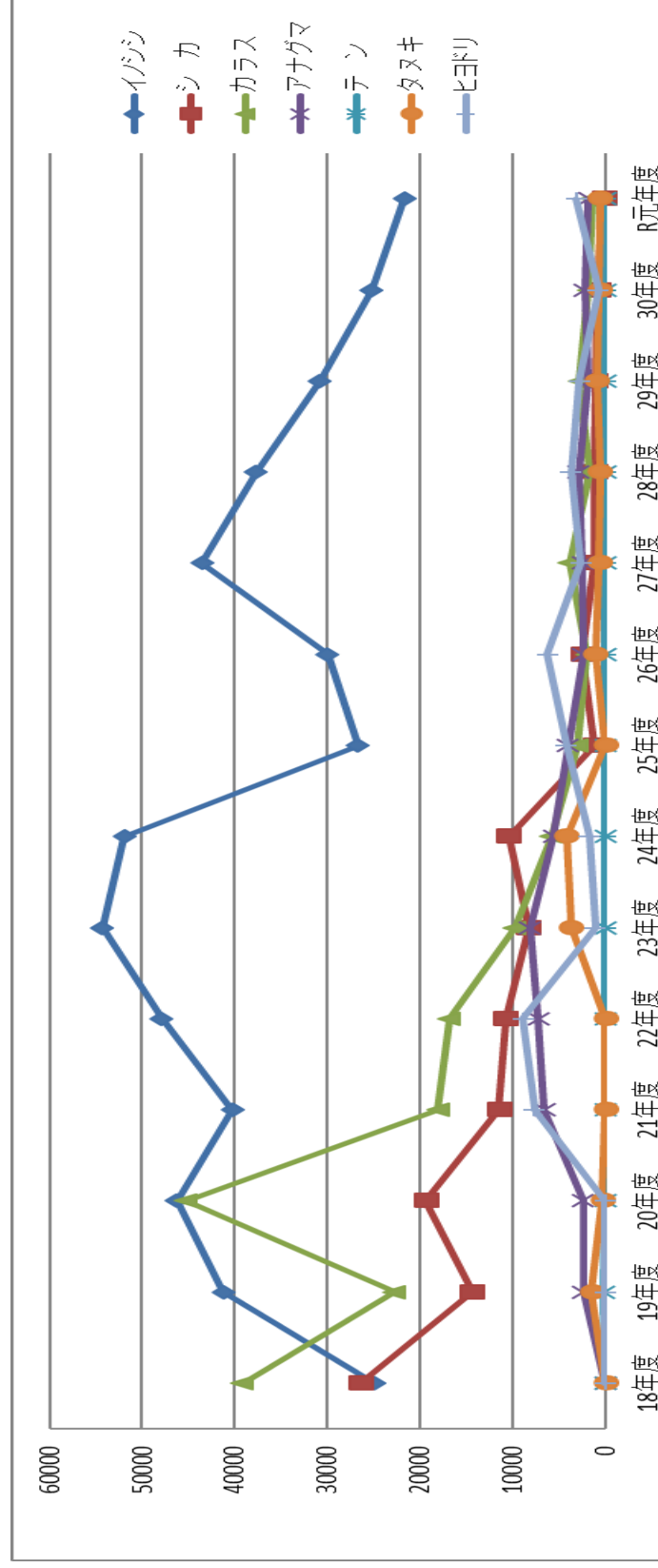


## 2 有害鳥獣による農業被害金額

### ● 農業被害額

H30 32,507千円 R元 28,855千円

そのうち約7割がイノシシによる被害



### 3 有害鳥獣の被害相談件数

#### ●被害相談件数

H29 696件 R2 1,470件

R2はH29の 約2倍

R2のうち生活環境被害が約6割

(単位：件)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
農業被害	185	472	471	562
生活環境被害	511	626	620	908
合計	696	1,098	1,091	1,470

## 4 有害鳥獣の捕獲実績

### ●令和2年度

イノシシ 5,235頭 シカ 761頭 など

R2(は)H29の 約1.5倍

(単位：頭)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
イノシシ	3,554	3,732	3,809	5,235
シカ	938	954	810	761
カラス	1,646	1,151	1,561	788
アナグマ等	307	501	360	480

## 5 有害鳥獣の貸与実績

### ●被害防止資材の貸与実績（農作物被害と生活環境被害）

直近3年は毎年度 約40kmを貸与

年 度	H 29年度	H 30年度	R元年度	R 2年度
設置延長 m	27,580 (545)	41,494 (800)	38,297 (376)	38,975 (715)

### 生活環境被害対策の推移

年 度	H 29年度	H 30年度	R元年度	R 2年度
生活環境被害対策	6,087 (205)	4,742 (166)	5,724 (0)	8,534 (200)
配布自治会数	39 (2)	41 (3)	49 (0)	68 (3)

( ) 内は戸町中学校区の実績

## 6 有害鳥獣被害防止用ワイヤーメッシュ柵等設置費補助

柵設置の負担軽減により自治会等による防護対策を推進するため、貸与するワイヤーメッシュ柵の設置費用の一部を支援します。

### (1) 対象者

ワイヤーメッシュ柵の自力での設置が困難な自治会等

### (2) 対象経費

ワイヤーメッシュ柵設置に係る運搬・設置費

### (3) 補助内容

補助率 1 / 2      補助上限 20万円



寿命化計画」を令和2年度に改定し、団地毎に築年数に応じた建て替え、大規模な改修などの更新の手法と、戸数の縮減などを図る今後20年後の目標と方針を定めました。

新戸町住宅は築40年以上経過していることから、計画的な建て替えと集約により約5割減をめざし、現在の敷地の中で建て替えた後の住宅、駐車場、団地集会所の配置を検討していきます。

市営住宅の団地集会所は、本来、市営住宅入居者のための施設ですが、面積の制限はあるものの、周辺自治会や住民も利用できる地域開放型として整備することも検討可能ですので、まずは、施設規模などについて協議をさせていただきたいと思います。





しかしながら、市の登録調査員は、400人（令和3年4月現在）しかおらず、市内全域で約2,700人という多人数の国勢調査員の確保について、自治会の皆様に大変ご負担をお掛けしていると認識しております。

これらの状況や国勢調査員の負担軽減について、長崎県内の市町の統計調査を担当する課で構成される「長崎県市町統計連絡協議会」を通じて、長崎県に対して報告し、根本的な調査手法や調査内容の見直しを行うよう重点事項として要望しているところです。

次回の令和7年国勢調査に向けて継続的に県・国に対して要望していきたいと考えておりますが、地域の皆様の実情もありますので、必要に応じて長崎市にご相談ください。

国勢調査の実施にあたりましては、地域の皆様のご協力が必要不可欠でありますので、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

## 回答票

戸町  
中学校区

【担当部課名】

企画財政部 都市経営室

要望内容

【団体名】 戸町地区連合自治会、戸町みらいまちづくり協議会

【件名】 郵便局の未設置改善について

【概要】 新戸町簡易郵便局が閉局して3年が経過した。周辺地域の人口増に伴い、不便を強いられている。特定郵便局等の設置への働きかけをお願いしたい。

## 【回答内容】

- 1 可能            2 一部可能            3 不可能            4 調査検討  
5 斡旋            ⑥ その他（日本郵便株式会社に対する伝達）

簡易郵便局は日本郵便株式会社が個人又は法人の方と業務委託契約を交わし、郵便物の引き受け、貯金のお預かり（又は払戻し）、保険料の受け入れなどのサービスを提供する窓口です。

簡易郵便局の設置、受託者募集については、日本郵便株式会社が行っており、日本郵便株式会社のHP、長崎市の広報紙等で募集を行うほか、去年は自治会長様と日本郵便株式会社において協議を行い、地域の情報をいただきながら、業務を受託いただける方の募集を行っておりますが、現時点で見つかっていない状況です。

新戸町簡易郵便局が閉鎖したことによる、地域の皆様の実情について、日本郵便株式会社に対してお伝えしていきます。



の安全性の観点から道路勾配要件を設けております。

ご要望の箇所は急勾配で、車みち整備事業の道路勾配要件を超えることから、同事業での整備は困難でございます。

お住まいになられている方々の高齢化に伴う移動時の不便さは理解いたしますが、事情をご理解いただきますようお願いいたします。





## 回答票

戸町  
中学校区

【担当部課名】

建築部 建築指導課

要望内容

【団体名】 上戸町山鳩会自治会

【件名】 空き家対策について

【概要】 自治会内に空き家が4軒あり、うち1件は倒壊の恐れがある。(家屋の所有者には通知済) 地権者への指導と対応をお願いしたい。

## 【回答内容】

- ① 可 能            2 一部可能            3 不 可 能            4 調査検討  
5 幹 旋            6 その他 (            )

建物の維持管理は、空き家であっても、所有者が適正に管理を行っていただく必要があります。

しかしながら、経済的問題や相続問題等の理由により、長年放置され老朽化し、周辺の方々に深刻な影響を及ぼしているものがあり、そのような場合は、適正な維持管理や除却を行っていただくよう、所有者に対して助言や指導を行っております。

また、所有者が度重なる指導等に従わず、改善されない場合は、法に基づく勧告や命令、代執行等を視野に入れた、より強い指導を行っております。

ここ5年間では、累計で約600件の空き家に関する相談があり、解体や修繕等により約半数の300件が解決しておりますが、いまだに早急に改善が必要な老朽化した空き家が約160件残存しております。

今後も世帯数の減少により、空き家はさらに増加するものと想定しており、空き家対策を強化する必要があると考えており、令和3年4月から空き家に関する相談窓口について、活用と除却に関することが別々であったもの



を、市民の方々に分かりやすくなるよう建築指導課に1本化し、また、老朽化し、危険な空き家を解体する際の費用の一部を助成する制度について、その対象を老朽化し、危険となる恐れがある空き家まで拡大し除却を推進してまいります。

さらに、利用可能な空き家については、不動産市場での流通を促す仕組みづくりなど、利活用を図ることを積極的に進め、安全安心なまちづくりにつとめていきたいと考えています。

ご相談がありました空き家につきましては、平成31年度に自治会からの相談を受け把握しており、当時、所有者から補助金を利用して解体する意向を確認しておりましたが、なかなか解体されず、本市としましても、経過を観察しておりました。

そのような中、本年5月に所有者から、今後解体に向けた権利関係の整理手続きに入る旨連絡があっておりますので、進捗を確認してまいります。

残りの3件の空き家に関しては、現在は所有者等により適切に管理されており、特に助言等が必要な状況ではございませんが、本市では、空き家・空地バンク制度を設けて、空家等の利活用を図る取組を行っておりますので、その制度のご紹介をさせていただきます。

(空き家に関する相談窓口)

長崎市建築部建築指導課 建築安全係

TEL 095-829-1174 (直通)

## 回答票

戸町  
中学校区

【担当部課名】

環境部 環境政策課  
建築部 住宅課

要望内容

【団体名】 上戸町山鳩会自治会

【件名】 樹木の伐採について

【概要】 近隣斜面地から繁茂している樹木が、台風などで家屋や電線・通路上に悪影響を及ぼす危険がある。平成16年に市に依頼し伐採したものの、従前以上の危険が懸念される。現在地域整備課に依頼中だが早急な対応を求む。

## 【回答内容】

- 1 可能            2 一部可能            3 不可能            4 調査検討  
5 幹旋            ⑥ その他（原因者へ市から行政指導を実施）

近隣斜面地から繁茂している樹木の伐採要望につきましては、当該樹木が市有地に隣接する民地から生えており、それが周囲に悪影響を及ぼすおそれがある状況であれば、その対応は、土地所有者が一元的に行うべきものですので、当該土地所有者において樹木の伐採などの対応を行う必要がございます。

令和2年7月に同様な要望を貴自治会からお受けし、同月に斜面地の所有者に対し適正管理を書面にて要請しておりますが、諸般の事情により対応していただけない状況となっております。

現状からは、当該樹木による環境保全上の問題が懸念されますので、引き続き長崎市環境保全条例に基づき、土地所有者に対し、速やかな伐採等の適正管理について行政指導を行ってまいります。















## 回答票

戸町  
中学校区

## 【担当部課名】

環境部 廃棄物対策課  
市民生活部 自治振興課  
総務部 人事課

## 要望内容

【団体名】 新戸町自治会

【件名】 リサイクル推進員の公務災害への対応について

## 【概要】

昨年、当自治会の推進員が回収時にバイク事故を起こし、大腿部骨折の重傷を負った。保険での対応について、長崎市住民活動保険との併用ができず、入院時の雑費、通院交通費、その他事故に起因する後遺症によって発生する諸経費などに多大な自己負担が発生し、今後のなりて不足が懸念される。保障制度の改善を求める。

## 【回答内容】

- 1 可能            2 一部可能            ③ 不可能            4 調査検討  
5 斡旋            6 その他（            ）

長崎市リサイクル推進員は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物減量等推進員であり、非常勤特別職の地方公務員として市長が委嘱しております。

こうした非常勤特別職の地方公務員としての職務中に生じた事故に対する災害補償は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき行うこととなっており、その補償内容は、長崎市の正規職員が公務中に遭った事故に対する補償と均衡を失しないものとしております。

ただし、この公務災害補償制度は、法により、身体的損害について損失を補填するという性格がありますので、入院時の日用品の購入費用など補償の対象とならない費用がある点がございます。また、仮に、治療後に一定の障害が認められたときは、障害補償がなされる場合もありますが、こ

れも制度上、すべての費用を補償するものではございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、自治会などの住民活動に参加された市民のかたが事故に遭われた場合には、長崎市住民活動保険の対象となりますが、住民活動に職務として従事した際の事故は対象とならないため、リサイクル推進員が職務としてごみステーションなどでの活動中に事故に遭われた場合については、長崎市住民活動保険は適用されません。

万が一、リサイクル推進員のかたが職務中に事故に遭われた際には、公務災害補償による適切な補償を行うほか、事故の詳細なヒアリングや、療養の経過についての確認等も行い、自治会の負担軽減やリサイクル推進員として安心して活動していただける環境づくりに努めてまいりますので、今後とも本市の環境行政にご協力をお願いいたします。



長崎市で管理する場合、市道から橋梁までの通路を含めて所有者から、用地のご寄付いただいたうえで、通路の構造についても基準に見合った形で整備が行っていただく必要があることから、今後地権者の方と協議してまいります。